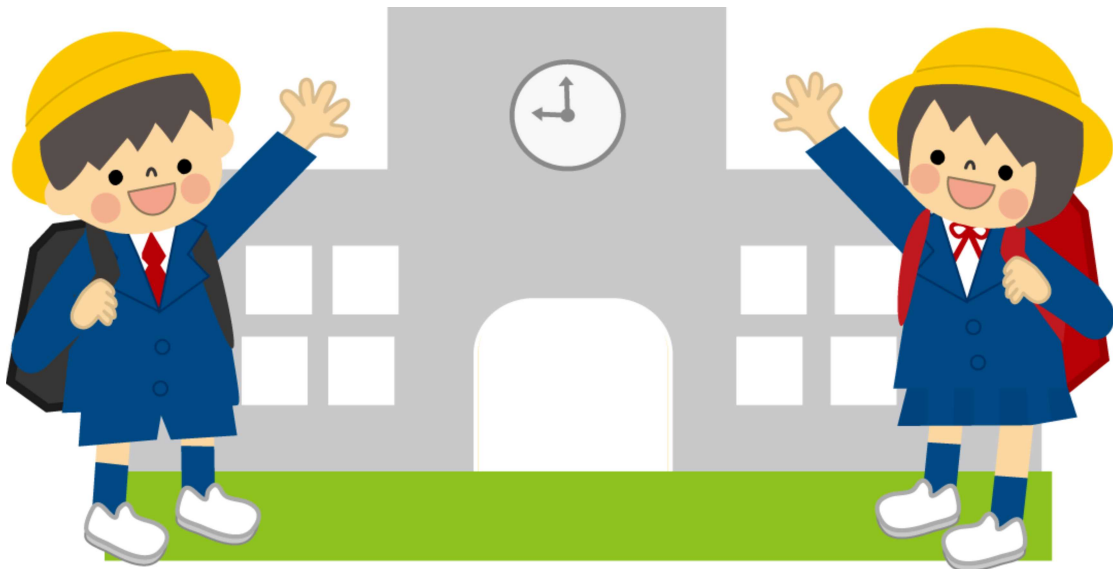


未就学児の保護者向け

「お子さんが豊かに
学べる場」を考えるための

就学ガイドブック



令和7年度



奄美市教育委員会

お子さんの就学を考えると、不安を感じることがある方もいらっしゃると思います。

本ガイドブックは、不安が少しでも軽減され、就学について見通しをもってすすめることができるように作成しました。

就学先を決めるに当たっては、まずは就学先の正確な情報を得ることが大切です。お子さんが4歳児（年中クラス）のときから、園や児童発達支援事業所の先生に相談したり、就学を考えている学級や学校を見学に行ったりすると、スムーズな就学につながるケースが多いようです。教育委員会にも遠慮なくご相談ください。

お子さんが豊かに学べる就学先と一緒に考えていきましょう。

目 次

I	多様な学びの場	-----	p. 2
II	就学先決定までの手続き	-----	p. 9
III	就学先が決まったら	-----	p. 10
IV	その他	-----	p. 11
	資料		



I 多様な学びの場

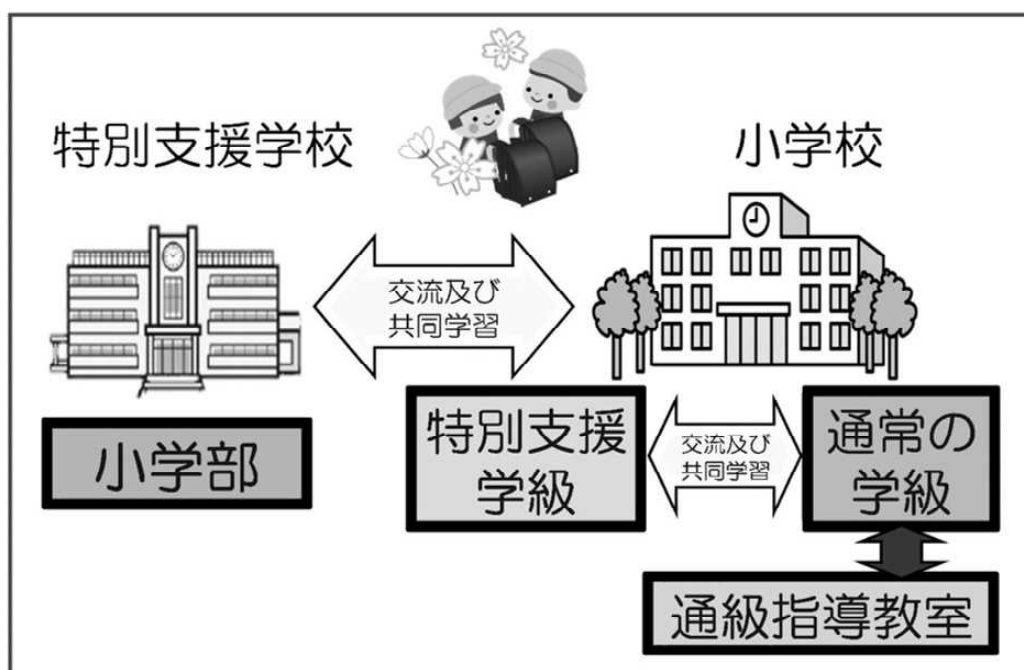
就学に際して、お子さんの教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるように、4つの学びの場を用意し、充実を図っています。

- 1 通常の学級
- 2 通級による指導（通級指導教室）
- 3 特別支援学級
- 4 特別支援学校（以前の養護学校）

お子さんの学びの場は、この4つの中から決めることになります。そのときのポイントは、「お子さんが“できた”“分かった”という思いをたくさん実感でき、生き生きと自分らしく活動できる場所はどこか」ということです。

お子さんの学びの場は、保護者の意見を最大限尊重した上で、保護者と教育委員会が合意して決定します。そのため、保護者が就学についてご自身の考えをもつことが大切です。まずは保護者が、「4つの学びの場は、それぞれどのように違うのか、その特徴は何なのか」について知ることが重要です。

そこで、これから、4つの学びの場について紹介します。



【4つの学びの場】

1 通常の学級について



- ・ 通常の学級では、多くの友達と一緒に学び合いながら学習することができます。全ての子供たちにとって分かりやすい授業づくりを進めています。
- ・ 一方で、最大40人に対して一人の先生が教えますので、「一斉指導で学習内容を理解できるか」がポイントになります。
- ・ 「他の子供たちは国語の学習をしているけど、うちの子はたし算を理解していないので、うちの子だけたし算を教えてほしい」など、個別に授業の内容を変更することはできません。通常の学級では、一人一人の学習のペースも大切にされますが、集団のペースが優先されます。
- ・ 不安等から頻繁に情緒が不安定になり、集団活動にほとんど参加できなかったり、いろいろなことが気になり座って学習することを苦手としているお子さんは、通常の学級での授業に、強いストレスを感じるかもしれません。
- ・ 支援を必要とするお子さんに対して、特別支援教育支援員を配置している学校があります。学校全体で数人の配置になりますので、支援が必要な子供全員に、特別支援教育支援員をマンツーマンで付けることはできません。また、特別支援教育支援員は、学級担任をサポートする役割です。例えば、黒板の読み上げ、テストの代筆、制作活動の補助などを行います。担任の代わりに授業をすることはできません。

2 通級による指導（通級指導教室）について



- ・ **通級による指導**とは、通常の学級に在籍するお子さんに
対して、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、週に1～2時間ほど、
障害の状態等に応じた特別な指導（「**自立活動**」）を**通級指導教室**で行う
ものです。授業の大部分を通常の学級で受けることができるお子さんが対
象です。
 - ・ 通級指導教室は、例えば、正しく発音することが難しい、友達と頻繁に
トラブルになる、字を読んだり書いたりすることに困り感があるなど、学
習面や対人関係面等で困っているお子さんが利用しています。そのような
お子さんは、通級指導教室で、「自立活動」として、正しい舌の動かし方
を身に付ける、感情のコントロール方法を知る、文字の音と形を対応させ
るなどの学習に、個別又は小集団で取り組みます。
 - ・ 関係機関との連携状況や、指導目標、内容、方法等をまとめた「**個別の
教育支援計画**」及び「**個別の指導計画**」が一人一人に作成されます。
 - ・ 通級指導教室を利用すると、通常の学級での授業に参加できない時間が
生じます。そこで、授業内容を補充するために、家庭の協力を求めること
があります。
 - ・ 奄美市内で通級指導教室が設置されている小学校は、**名瀬小学校**で、「こ
とばの教室（言語障害）」「にこにこルーム（LD・ADHD）」があります。基
本的に、週1時間です。（中学校は金久中学校にLD・ADHD通級指導教室が
あります。）
- ※ 「〇〇障害」という名称が付いていますが、そこで学んでいるからと
いって、必ずしもその障害があるということではありません。また、医
療機関による診断は、必ずしも必要ありません。

- ・ 令和4年度に奄美高校にも新設されました。
- ・ 通級指導教室は、奄美大島本島内の他校の子供も利用することができます。名瀬小学校以外の子供が利用する場合は、基本的には保護者の送迎が必要ですが、現在、巡回型通級指導教室（通級指導教員が対象児童がいる学校に行って、通級指導を行う取組）も一部の学校で始まっています。



3 特別支援学級について



- ・ 特別支援学級は、通常の学級における学習では十分な成果をあげることが難しいけれども、より丁寧な支援があれば教育効果が期待できるお子さんを対象としています。特別支援学級に籍を置いて、週に9時間以上（概ね15時間程度）、障害の状況等に応じて個別又は少人数での学習が必要なお子さんが学びます。
- ・ 1学級最大8人の子供たちが学び、教師が1人配置されます。複数の学年の子供たちが一緒に授業を受けることもあります。
- ・ 特別支援学級では、通常の学級で授業を受けることが効果的な場合は、「交流及び共同学習」として、通常の学級で授業を受けることができます。「算数だけを特別支援学級で受ける」という具合に、通常の学級に在籍し、ある特定の教科のみ特別支援学級に行くということではありません。
- ・ 医療機関による診断や、療育手帳は必ずしも必要ありません。特別支援学級には、「知的障害特別支援学級」「自閉症・情緒障害特別支援学級」

という具合に、「〇〇障害」という名称が付いていますが、そこで学んでいるから必ずしもその障害があるということではありません。

- ・ 関係機関との連携状況や、指導目標、内容、方法等をまとめた「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」が一人一人に作成されます。
- ・ 特別支援学級に在籍したら、高等学校等への進学が難しくなるということはありません。現在、鹿児島県では、中学校特別支援学級を卒業した生徒の約6割が、地域の高等学校等へ進学しています。
- ・ 特別支援学級には、障害の状態等に応じた特別の指導（「自立活動」）があります。
- ・ 知的障害特別支援学級は、同年齢の子供たちに比べて「認知や言語に関わる知的機能全般」の発達がゆっくりなお子さんを対象にしています。実生活と関連させた学習（生活単元学習など）を設定することもできます。
- ・ 自閉症・情緒障害特別支援学級は、自閉症や選択性かん黙（心理的な要因により、特定の状況で音声や言葉を出せず、学業等に支障がある状態）といった障害等により、社会適応に困っていたり、対人関係の構築が難しかったりしているお子さんが対象です。基本的には通常の学級と同じ教科等の内容を、お子さんの状態に配慮しながら行います。
- ・ 特別支援学級には、知的障害特別支援学級や自閉症・情緒障害特別支援学級の他にも、弱視、難聴、病弱・身体虚弱、肢体不自由などがあります。
- ・ 自閉症等がなく、学習障害（LD）のみを有しているお子さんや、注意欠陥多動性障害（ADHD）のみを有しているお子さんは、通常の学級又は通級指導教室を利用して学習します。
- ・ 特別支援学級に在籍しているお子さんは、基本的には、通級指導教室を利用することはできません。



4 特別支援学校（以前の養護学校）について



- ・ 特別支援学校は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱のあるお子さん（学校教育法施行令第22条の3に該当するお子さん：p.12参照）を対象とする学校です。知的障害等がなく、自閉症のみを有するお子さんについては、基本的には地域の小学校に通います。
- ・ 就学に際して、医療機関による診断は必ずしも必要ありません。また、療育手帳や身体障害者手帳も、必ずしも必要ありません。
- ・ 小学部では1学級最大6人、重複障害学級では1学級最大3人の子供たちが在籍します。1学級に担任が2人配置されることが多いです。
- ・ 小学校の特別支援学級と比べて、学校全体で特別支援教育を推進する体制が整っています。また、障害に応じた特別の施設や教材が整備されており、一人一人に応じて教育内容や方法を工夫したきめ細かい指導が行われています。
- ・ 授業は、国語、算数などの教科学習や、実生活と関連させた学習（着替え・排泄などの「日常生活の指導」、買物・公共交通機関の利用などの「生活単元学習」）などがあります。
- ・ 障害の状態等に応じた特別の指導（「自立活動」）があります。
- ・ 小学部、中学部、高等部があるので、将来の姿（生活や就職など）に見通しをもちやすいのも特徴です。現在鹿児島県では、特別支援学校高等部卒業生の約4割が、一般企業等に就職しています。

- ・ 関係機関との連携状況や、指導目標、内容、方法等をまとめた「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」が一人一人に作成されます。
- ・ 小学校に比べて、地域の子供たちと関わったり、一緒に学んだりする機会が少ないです。そこで、居住地の学校に行って一緒に学習する「居住地校交流」を行うこともあります。
- ・ 奄美市在住のお子さんが通う特別支援学校は、基本的には、大島特別支援学校（龍郷町）になります。大島特別支援学校は、知的障害と肢体不自由が対象です。大島特別支援学校はスクールバスがあります。大島特別支援学校のスクールバスが停まる近くのバス停までは、保護者が送ります。



Ⅱ 就学先決定までの手続き

就学先を決定するまでの手続きとして、就学相談会への参加が必要となります。特別支援学校への就学を考えている場合は、**5歳児（年長組）**が参加します。就学先は、保護者の意見を最大限尊重した上で、教育委員会と合意形成を行い、12月頃には全てのお子さんの就学先が決定します。

「就学相談会」に参加する

4歳児～ 年中	就学について、園や児童発達支援事業所等と相談をしてください。就学を考えている学級や学校の見学に行って、実際の学びの場のイメージをもってください。
5歳児 5～6月 年長	夏の就学相談会の案内を園や児童発達支援事業所等からもらい、通級指導教室の利用、特別支援学級への入級、特別支援学校への就学を考えている場合は、就学相談会に申し込んでください。その際、必要書類への記入をお願いします。また、これまでに行った知能（発達）検査の結果がありましたら添付してください。ない場合は、園や児童発達支援事業所等の先生に相談してください。
7・9月	夏と秋の就学相談会が開催されます。専門員の先生と20分程度面談をします。お子さんと一緒に参加してください。 できるだけ7月に参加してください。
11月	提出していただいた資料や面談した際の情報等をもとに、教育委員会で委嘱している18人の専門家が、お子さんの望ましい就学先について審議します（奄美市教育支援委員会）。
11～2月	教育支援委員会で判断した結果を文書で保護者や園等にお知らせします。その後、保護者の考えを確認するための書類を、園等を通じて教育委員会に送ってください。教育支援委員会の判断と異なる場合は、保護者と教育委員会で話し合います。保護者との合意形成を経て、就学先が決まります。

Ⅲ 就学先が決まったら

1 移行支援シート

就学先が決まったら、1～3月に「移行支援シート」(p.14参照)を作成してください。「移行支援シート」とは、お子さんはどんなことが得意なのか、どんなことが苦手なのか、どんな支援が有効なのかなどの情報を、文書で就学先に伝えるものです。

園の先生や、児童発達支援事業所の担当者等と連携をとりながら記入しましょう。書式は、鹿児島県教育委員会のホームページにあります。インターネットで「鹿児島県教育委員会移行支援シート」と入力してください。

「移行支援シート」を作成した後は、3月をめぐりに、保護者が直接就学先に届けるか、園を通して就学先に届けてください。そうすることで、就学先の学校がお子さんの情報を早めに知ることができ、入学式の日から早速、必要な支援を受けることができます。

2 合理的配慮

合理的配慮とは、「学校が限度を超えた負担にならない範囲で、個別の状況に応じて配慮や調整を行うこと」をいいます。

合理的配慮は、本人や保護者から学校に申し出て、学校と話し合って決定します。まずは保護者が、「このような支援をしてほしい」と学校に相談することが大切です。

例えば、聴覚過敏があるAさんは、学校と相談して、イヤーマフ（防音保護具）を付けて授業に参加することになりました。また、黒板の文字をノートに写すことが難しいBさんは、学校と相談して、デジタルカメラで板書を撮影し、それをノートに貼るという対応をとることになりました。



IV その他

1 見学は教頭先生が窓口

就学を考えている学級や学校には、必ず、見学したり体験学習会に参加したりしてください。窓口は、各学校の教頭先生になりますので、保護者の方が連絡して、予約をしてください。

2 就学した後も、学びの場の変更は可能

例えば、特別支援学級に入級したら、6年間ずっと特別支援学級で学ばなければならないということはありません。入学後もお子さんの様子を見ながら、どの学びの場が更なる成長につながるかを学校と相談していく必要があります。基本的には、1年単位で学びの場を変更することができます。

各学校に、特別支援教育に関することの窓口として、「特別支援教育コーディネーター」の先生がいますので、心配なこと等がありましたら相談してください。

3 就学について相談できる機関

就学について、相談したいことや不安なことがありましたら遠慮なくお問い合わせください。お子さんの年齢は問いません。

奄美市教育委員会学校教育課（担当：田中）TEL 52-1128



(2) 特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の対象

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視覚機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの	
肢体不自由	一 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱・身体虚弱	(病弱) 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
言語障害		口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で，その程度が著しいもの	口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症・情緒障害		一 自閉症又はそれに類するもので，他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので，社会生活への適応が困難である程度のもの	自閉症又はそれに類するもので，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの
			主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害			全般的な知的発達に遅れはないが，聞く，話す，読む，書く，計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので，一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障害			年齢又は発達に不釣り合いな注意力，又は衝動性・多動性が認められ，社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので，一部特別な指導を必要とするもの
	学校教育法施行令第22条の3 より	障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）平成25年10月 文部科学省 より	

お子さんに、こんな様子はありますか？



聞くことの困難さは？

- ◇ 個別に話しかけると聞き取れるが、集団場面では難しい。
- ◇ 聞いたことをすぐに忘れる。
- ◇ 複数の指示を出すと聞き漏らすことがある。
- ◇ 本人は分かったつもりになっている。
- ◇ 新しいことばをなかなか覚えられない。
- ◇ 書いてあることを理解するよりも、話しことばの理解が難しい。
- ◇ ゆっくり話しかけると理解できるが、早いと難しい。

読み書きの困難さは？

- ◇ 平仮名や片仮名、漢字が読みにくい。
- ◇ 一部の音節の書き間違いが多い。
- ◇ 文や文章を書くのが苦手である。
- ◇ メモをとることができない。
- ◇ 教科書の視写に著しく時間がかかる。
- ◇ 文字の形が整わない。または著しく汚い。
- ◇ 飛ばし読みをする。勝手読みをする。

視知覚の困難さは？

- ◇ 図と字の弁別が難しい。
- ◇ 焦点が合わない。二重に見えたりする。
- ◇ 追視が難しい。
- ◇ 図形の認知や操作が苦手である。
- ◇ 文字が整わない。
- ◇ 漢字をなかなか覚えられなかったり、一部を書き誤ったりする。
- ◇ 音読中に、語句や行を飛ばしたり繰り返したりする。

衝動性は？

- ◇ 会話中に、全く関係のない話をする。
- ◇ 授業中に大声や不適切な声を出す。
- ◇ 気分のムラが大きい。
- ◇ 人や物に触らずにいられない。
- ◇ 些細なことですぐに気分を害する（キレる）。
- ◇ 後のことは考えていない。

多動性は？

- ◇ 授業中に、ついつい授業と関係ないことを考えてしまう。
- ◇ 授業中のおしゃべりをやめられない。
- ◇ 宿題に手をつけても、量の割に時間がかかってしまう。
- ◇ 課題の提出が遅れる、やり遂げられない。
- ◇ 目的なしに歩き回ったり、休みなく動いていたりする。

注意集中の困難さは？

- ◇ 好きな分野には（周りが見えなくなるくらいに）とことん集中する。
- ◇ 集中時間が短い。（5～15分）
- ◇ すぐに飽きてしまう。
- ◇ 忘れ物や物をなくすことが多い。

自閉症スペクトラム（ASD）って聞いたことがありますか？



定義

- A:社会的コミュニケーション及び相互関係における持続的障害【3点を全て満たす】
- 1 社会的・情緒的な相互関係の障害
 - 2 他者との交流に用いられる非言語的なコミュニケーションの障害
 - 3 年齢相応の対人関係性の発達や維持の障害
- B:限定された反復する様式の行動、興味、活動【4点を2つ以上満たす】
- 1 常同的で反復的な運動動作や物体の使用、あるいは話し方
 - 2 同一性へのこだわり、日常動作への執着、言語・非言語上の儀式的な行動パターン
 - 3 集中度・焦点づけが異常に強くて限定的であり、固定された興味
 - 4 感覚入力に対する敏感性あるいは鈍感性、あるいは感覚に関する環境に対する普通以上の関心

社会性

- ◇ 名前を呼んでも振り向かない。
- ◇ 視線が合わない。
- ◇ 一人遊びが多い、ルールを守っての遊びが難しい。
- ◇ 話はするが、状況や相手の感情を理解できない。
- ◇ 楽しい気持ち等を共感することが難しい。
- ◇ 周りの人が困惑するようなことを言ってしまう。

コミュニケーション

- ◇ 言葉の遅れがあり、出てもオウム返し等になる。
- ◇ 話し言葉の遅れがあっても身振り等で補おうとしない。
- ◇ コマーシャル（CM）を繰り返す等、独特な話し方がある。
- ◇ 会話が形式的であったり、抑揚がなかったりする。
- ◇ 冗談や含みのある言葉の理解が難しい。

こだわり

- ◇ 同じ物を執拗に収集する。
- ◇ 場所や時間、道順などを変更できない。
- ◇ 自分だけの知識世界をもっている。（カレンダー等）
- ◇ 反復的な動作をする（ルーティンを好む）、一定の刺激を楽しむ。
- ◇ 得意なことと苦手なことが極端である。
- ◇ 空想の世界に遊ぶことがある。



これらは病気ではありませんので、治そうとするものでもありません。
現在の考えでは、子供たちを周りの環境に合わせようとするのではなく、子供たちに環境を合わせるようにしていくことが大切とされています。
だからこそ、お子さんにとってのよりよい学びの場については、しっかり考えてほしいと考えます。
とはいえ、学校でのよりよい学びの場を選ぶことだけでは十分とは言えません。お子さんの成長をよりよくサポートするためにも、療育施設等の活用を進めています。ソーシャルスキルトレーニングなど、取組は早いほどよいです。
子供の成長支援についても、ぜひ、前向きに考えてみましょう。

楽しい学校生活を送るために

移行支援シート

幼稚園・保育所等



小学校等

このシートは、就学先へお子さんに必要と思われる支援や配慮についてお伝えし、お子さんが楽しく充実した学校生活を送ることができるようにするためのものです。

在籍する幼稚園・保育所等の担任等に記入してもらい、保護者の方が、就学先へお渡しください。

記入の際は、「移行支援シート作成の手引」を参考にしてください。

子 供 の 名 前		保 護 者 の 名 前	
住 所 ・ 電 話 番 号			
在 籍 園（ 所 ） 等		就学する学校名	
作成機関・記入者			

1 現在行っている主な支援の内容 〈幼稚園・保育所等 → 小学校等〉

(1) 資料の観点例を参考に各項目について、支援度を記入してください。

◎：配慮・支援の必要はない。

○：何らかの配慮・支援があればできる。

△：多くの配慮・支援を要する。

(2) ○又は△の項目について、これまで行ってきた配慮や支援を具体的に記入してください。

項 目		支援度	主に幼稚園・保育所等で行ってきた配慮・支援
健康・身体機能	① 健康面に関する配慮		
	② 見え		
	③ 聞こえ		
	④ 姿勢保持		
	⑤ 移動		
	⑥ 手指の動き		
	⑦ その他（ ）		
身辺処理・生活	① 食事		
	② 排せつ		
	③ 衣服の着脱		
	④ 片付け		
	⑤ 用具の使用・活用		
	⑥ その他（ ）		
社会性・行動	① 指示や話の内容理解		
	② 意思の伝達		
	③ 人とのかかわり		
	④ 遊び		
	⑤ 集団行動		
	⑥ 決まりの理解や遂行		
	⑦ 感情のコントロール		
	⑧ 危険回避・危険予知		
	⑨ その他（ ）		
学習への準備	① 理解（上下・前後・左右など）		
	② 文字への興味・関心		
	③ 平仮名（自分の名前程度）の読み		
	④ 平仮名（自分の名前程度）の書き		
	⑤ 数えることへの興味・関心		
	⑥ 描くことへの興味・関心		
	⑦ その他（ ）		

項 目			主に幼稚園・保育所等で行ってきた配慮・支援
興味・関心等	得意なこと 好きな遊び		
	苦手なこと 嫌いな活動		

2 就学先の学校に伝えたい支援内容

(1) 就学後も継続して取り組んでほしい内容や配慮事項

※ これまで大事にしてきた指導内容・方法の工夫（環境や働き掛けの工夫，支援のこつ，情緒的に不安定になったときの対応など），これまでの指導で伸びてきたこと，これからも伸ばしてほしいこと，そのための手立てや配慮事項など

(2) 就学後の学校生活に関する要望・期待等（保護者記入欄）

このシートの内容を就学先や関係する支援機関と共有することに同意します。

令和 年 月 日

名前（保護者）_____

【資料】 各項目の観点例

項 目		各 項 目 の 観 点 例
健康・身体機能	① 健康面に関する配慮	睡眠，栄養，生活リズム，呼吸，体温，脈拍，てんかん
	② 見え	視力，視野，色覚，光覚，眼球運動，斜視
	③ 聞こえ	呼び掛けや音への反応，聴力，補聴器，人工内耳
	④ 姿勢保持	首のすわり，寝返り，座位，立位，姿勢変換，変形
	⑤ 移動	歩行，車いす，歩行器，杖使用，階段
	⑥ 手指の動き	指の開閉，つかむ，持つ，操作する，巧緻性 ^ち
	⑦ その他	清潔，衣服の調節 など
身辺処理・生活	① 食事	好き嫌い，はし等の使用，そしゃく，えん下，食事の形態
	② 排せつ	排便，排尿，導尿，排便後の処理，手洗い
	③ 衣服の着脱	着る，脱ぐ，ハンガーの使用，くつを脱ぐ・履く
	④ 片付け	用具の整理，衣服の整理
	⑤ 用具の使用・活用	はさみやのり，筆記用具，諸器具
	⑥ その他	あいさつ，自然へのかかわり，スケジュールの理解や変更 など
社会性・行動	① 指示や話の内容理解	指示の理解・遂行，イメージの共有
	② 意思の伝達	言葉，視線，指さし，身振り，サイン，絵・文字カード
	③ 人とのかかわり	視線の共有，家族とのかかわり，教師や友達とのかかわり
	④ 遊び	遊びの様子（一人遊び，平行遊びなど），遊びのルール
	⑤ 集団行動	集団行動への参加
	⑥ 決まりの理解や遂行	順番，幼稚園・保育所の決まり，公共施設の利用
	⑦ 感情のコントロール	多動性，衝動性，パニック
	⑧ 危険回避・危険予知	交通ルールの遵守，危険な場所への立入，火気や刃物の使用，異食
	⑨ その他	こだわりの有無 など
学習への準備	① 理解（上下・前後・左右など）	自他の物の区別，上下・前後・左右の理解
	② 文字への興味・関心	文字を使った遊び，絵本への親しみ，マーク，記号
	③ 平仮名（自分の名前程度）の読み	自分の名前程度のいくつかの平仮名の読み
	④ 平仮名（自分の名前程度）の書き	自分の名前程度のいくつかの平仮名の書き
	⑤ 数えることへの興味・関心	具体物を数える，数字の拾い読み，数唱
	⑥ 描くことへの興味・関心	形の模写，車・人・家など簡単な物の描写，色彩
	⑦ その他	歌う，リズム打ち など